

アルゼンチン主要紙にみる第二次世界大戦末期の報道 対枢軸宣戦布告と在亜邦人処遇問題を中心に

Informes sobre Japón en los periódicos argentinos
en el último período de la Segunda Guerra Mundial
En torno a la declaración de guerra al Japón
y al trato a los japoneses en Argentina

今井 圭子
KEIKO IMAI

Resumen

Japón concertó un Tratado de Amistad, Comercio y Navegación con Argentina en 1898, que se ratificó en 1901. A partir de dicha ratificación, ambos países han mantenido básicamente una relación de mutua amistad apoyada por sentimientos de positiva simpatía. Hace años empecé a analizar los artículos sobre Japón publicados en los periódicos argentinos con el objeto de entender mejor el proceso por el cual los argentinos fueron conociendo a los japoneses.

He publicado varios estudios sobre los informes periódicos pertenecientes a las épocas de la Guerra Sino-Japonesa y a la Guerra Ruso-Japonesa, y otros sobre la imagen que los argentinos tenían de los inmigrantes japoneses ante de la Segunda Guerra Mundial.

Este estudio se propone analizar los artículos escritos sobre Japón en los periódicos argentinos durante la Segunda Guerra Mundial enfocando especialmente la declaración de guerra al Japón por parte de Argentina y las políticas de este país hacia los japoneses residentes en Argentina. Esta época ha sido la más difícil en la historia de las relaciones entre Japón y Argentina, sin embargo el tratado hacia los

2 今井 圭子

japoneses en Argentina fué moderado y generoso comparado con al de otros países latinoamericanos o con al de Estados Unidos. Para llevar a cabo esta investigación, he elegido *La Nación* y *La Prensa* por su elevado número de tiradas, su larga historia y considerable influencia sobre el público. Este estudio toma en cuenta los artículos que enfocan tanto las políticas diplomáticas y domésticas, como las reacciones argentinas hacia Japón y los japoneses con el objeto de ver cuál fué la influencia que dichos artículos tuvieron en definitiva sobre la imagen de Japón en Argentina.

はじめに

日本は1898年における日亜修好通商航海条約の締結によってアルゼンチンとの国交関係を樹立し、以後両国は友好的な関係を維持しながら、欧米諸国が主導する近代化、世界秩序再編の過程で、ともに独立国家としての政治、経済基盤づくりに挑戦してきた。その過程で両国は政治、外交関係、貿易、投資などの経済関係の進展に努める傍ら、他方では第二次世界大戦前から日本人のアルゼンチン移住をとおして人的交流を進めてきた。そして北米やブラジル、ペルーなどラテンアメリカ諸国における日本移民排斥運動が激化するなかにあっても、アルゼンチンでは日本移民を排斥する組織的な運動はほとんどがみられなかった。こうした両国の関係を支えた要因の一つとして、筆者はアルゼンチンにおける日本に対するイメージに着目し、アルゼンチンの主要紙による日本報道を分析する作業を進め、その研究の一部は、「アルゼンチンにおける日本認識 日亜修好条約締結当時のアルゼンチン主要紙にみる」(1)、「アルゼンチンの主要紙にみる日露戦争当時の日本報道」(2)、「アルゼンチン主要紙による戦前の日本移民をめぐる報道」(3)として出版されている。

これら3本の小論に続いて、本稿は第二次世界大戦当時、とくに大戦末期における日本および日亜関係をめぐる報道を、アルゼンチン主要紙を対象に考察することをめざしている。すなわちアルゼンチン政府が1944年、中立外交を断念して枢軸諸国との国交を断絶し、また1945年には対枢軸宣

戦布告に踏み切ると同時に、在亜日独系人を「敵国人」として処遇する政策を実施するに至った経緯、そしてまた原爆投下を経て日本が無条件降伏し、第二次世界大戦が終結するに至る過程を、この国の主要紙がどのように報じたのか、『プレンサ』、『ナシオン』両紙の記事を中心にみていくことにしたい。

『プレンサ』、『ナシオン』各紙をとりあげたのは、両紙がアルゼンチンを代表する主要紙で、創刊は各1869、1870年に遡り、長い伝統を堅持しながら多くの読者を獲得し、世論形成に大きな役割を果たしてきたからである。そして両紙は質の高い客観的な情報を提供し、その報道は世界的にもきわめて高い評価を受けてきたが(4)、第二次世界大戦当時においても、枢軸国と連合国両陣営の間で熾烈な戦争が展開され、両陣営の新聞が急速に客観性を喪失していくなかであって、両紙は、アルゼンチン政府の基本路線である中立外交のもとで可能なかぎり中立的かつ客観的報道姿勢を貫こうとしたのである。

以上のことを念頭におきながら、両紙を中心に、以下対枢軸断交から対枢軸宣戦布告、そして終戦に至るまでの日本および日亜関係をめぐる報道についてみていくことにしよう。ところで日本および日亜関係の新聞報道に関する研究は、未だほとんどなされておらず、また第二次世界大戦中の日亜関係についても、新聞報道やアルゼンチン政府の政策に関する一次資料に依拠した先行研究はきわめて少ない。したがって本稿では、こうした日亜関係における研究の欠落部分を若干なりとも補うことをめざし、これまでの研究成果をとりまとめることにした。

1. 第二次世界大戦とアルゼンチンの中立外交

1929年恐慌はラテンアメリカ諸国にも甚大な経済的打撃をもたらし、そのことがファシズムの台頭をもたらす一つの重要な契機となった。アルゼンチンにおいても1930年、史上初の軍事クーデターが断行され、中産階級を支持基盤とする急進党政権が崩壊し、長期にわたる文民政権の伝統をもつこの国の政界に、ファシズム色の濃い国粹主義派の軍部勢力が台頭するところとなった。そして世界が経済恐慌から第二次世界大戦へと向かい、枢軸国と連合国両陣営との間で燎原の火のごとく熾烈な戦闘が拡大され、

4 今井 圭子

ついに日米開戦の幕が切って落とされることになった。ここに至ってラテンアメリカ諸国政府も、二大陣営が激突するこの世界情勢のもとでどのような外交政策を展開するのか、国家の命運をかけての決断を迫られることになったのである。こうした緊迫した情勢のなかで、アルゼンチン政府は国内の政治勢力関係を調整しながら、対外的には国益確保の観点から中立外交を堅持する姿勢を崩さなかった。

こうした外交政策の背景には多くの移民を受け入れ、移民立国の道を歩んできたアルゼンチン特有の問題も深く関わっていた。すなわちアルゼンチンはスペイン、イタリアをはじめ、ドイツ、フランス、英国、ポルトガル、スイス、ロシア、北欧、東欧など多くのヨーロッパ諸国、また日本などヨーロッパ以外の国々からも広く移民を受け入れており、これら多様な国々からの移民は、アルゼンチン国民として移住国に根を下ろすべく生活を営む傍ら、母国との物的、精神的絆の継承にも精力を注いできた。ところが第二次世界大戦の勃発、それに続く日米開戦を経て、移民および移民の子孫はそれぞれ枢軸国、連合国、中立国の出身者という立場に分かれることになり、それがアルゼンチンの外交政策に複雑な影響を及ぼすことになったのである。

他方対外関係ではラテンアメリカに対する米国の影響力が強まり、アメリカ大陸の国々が加盟する米州会議を拠点として、米州地域を外部の侵略から共同防衛し、ファシズムの思想的、軍事的侵略を阻止しようとする運動が、米国主導のもとに強化されていった。第二次世界大戦の開始に際しても、1939年パナマで開催された第1回米州外相会議において、加盟国はヨーロッパの戦争に介入しないという米州諸国における中立政策の堅持に関する一般宣言を採択していた。さらに翌1940年にはハバナで開かれた第2回米州外相会議で、米州諸国の領土と主権を脅かす米州域外からのいかなる行為も、全締約国に対する侵略とみなすとするハバナ宣言が採択され、米州地域の集団安全保障の原則が宣言された。そして翌1941年には米国議会で西半球防衛のための武器貸与法が採択され、アメリカ大陸の集団防衛体制が強化されることになった。

ところでこのような米州地域の集団安全保障体制は、1941年12月8日の日米開戦により差し迫った現実の課題として緊急の対応を求められることになった。そして日米開戦の翌月である1942年1月にリオデジャネイロで

開かれた第3回米州外相会議で、米国は加盟国に対して枢軸国との外交関係の断絶を求め、加盟国に対して枢軸諸国との断交を義務づける提案を行った。この提案に対してアルゼンチン代表は、従来からの基本路線である中立外交を堅持する姿勢を崩さず、米国が提案する「断交の義務」を「断交の勧告」(5)へと修正することに成功した。そしてラテンアメリカの国々がつぎつぎと対枢軸断交、さらには宣戦布告へと踏み切るなかにあつて、アルゼンチンは従来からの中立外交を堅持する方針を再確認したが、こうした外交路線は同国と米国との関係を悪化させ、アルゼンチンは米州会議において次第に異端児として扱われるようになっていった。

前述したようにアルゼンチンは世界の多くの国々から移民を受け入れており、イタリア系に加え、ドイツ、日本など枢軸国からの移民も多く、これらの移民に対して米国政府は諜報活動の疑惑を抱いていた。そして在亜米国大使館から米本国政府に向けてアルゼンチン国内におけるナチズム関係者の活動に関する情報が報じられるなか、アルゼンチン政府に対する米国政府の圧力が強まっていたが、アルゼンチン政府はそうした圧力に屈することなく中立外交堅持の姿勢を崩さなかった。このようにアルゼンチン政府が中立政策を貫こうとした理由として、一つには国論が枢軸国派と連合国派に分かれていたことがあげられるが、もう一つには、農牧産品輸出国として急速な経済成長を遂げてきたアルゼンチンにとって、中立政策を維持して枢軸国、連合国両陣営と国交を保ち、交易を継続することの方が国益に利すると判断され、その背景にはアルゼンチンと米国、英国との関係が複雑に絡まっていたことが指摘できる。

II. アルゼンチンによる対枢軸断交から宣戦布告へ

1942年末の米州外相会議の後、域内大国のブラジルとメキシコ、そしてペルーが相次いで枢軸国と国交を断絶し、またチリも1943年に対枢軸断交に踏み切った。こうした状況のなかにあつてアルゼンチンでは枢軸国派のペロンをはじめとする青年将校が権力を掌握し、中立外交を堅持する方針を崩さなかった。このようなアルゼンチンの姿勢に対して米国は同国をナチズムの砦と非難し、政治的、経済的圧力を加えて対枢軸断交を迫った。米国からの圧力に加えて、自国を除くすべての米州加盟国が対枢軸断交、

対枢軸宣戦布告を決断するなか、中立外交を貫こうとするアルゼンチンは米州会議において次第に孤立化へと追い込まれていった。その結果同国はついに1944年1月26日、ラミレス政権のもとで枢軸国に対する国交断絶に踏み切ったのである。しかし国内の枢軸国派と連合派との間の溝は深く、その舵取りに失敗したラミレス政権は2月24日、政権を委譲されたファレル副大統領が政権を発足させ、また同年7月8日にはペロンが副大統領に就任した。

1945年に入り枢軸国陣営の敗戦が色濃く漂うなか、2月21日から3月8日にかけてメキシコのチャプルテペックで「戦争と平和の問題に関する米州特別会議」が開催された。しかし枢軸国との国交関係を断ったものの対枢軸宣戦布告を決断していないアルゼンチンは、対米関係が悪化するなか、この会議への出席を差し控える決断を下した。それに対してアルゼンチンを連合国側に引き入れようとする米国は、同国の処遇を「アルゼンチン問題」として同会議の議題にとりあげてことを提案した。同会議では米州の集団防衛と第二次世界大戦終了後における世界の再建について討議が重ねられ、それと密接に関連した問題としてアルゼンチンについても審議の場がもたれた。

16日間に及ぶ会議を経て3月8日ようやく参加国の合意が成立し、その内容はチャプルテペック憲章として起草され、参加国によって署名された。そして欠席したアルゼンチンに対しても、その合意を得るため別途米州会議から働きかけを行なうことが決定され、この点について『プレサ』紙は、米国国務長官Edward Stettiniusの言として次のように報じている。

アルゼンチンが米州会議に戻り、米州諸国という家族において従来のポストを占め、この半球における連帯関係を築くことが我々共通の願いである。(中略 今井)我々米州の協力システムを強化することにより、また世界の平和と安全を構築する取り組みに米州諸国の参加を得ることをとおして、「枢軸」諸国との戦闘下にある我々相互の協力を再確認するものである(6)

米州会議からの働きかけに対して、アルゼンチン政府は国内事情と国際情勢を慎重に考慮しながら、如何に対処すべきかについて長時間に及ぶ討議を重ねた。枢軸国側の決定的な劣勢のなかで終戦が間近に迫り、連合

国による戦後の世界秩序構築に向けての取り組みが国際連合創設案として結実しようとしているこの段階において、アルゼンチン政府はついに3月27日、チャプルテペック憲章に同意して署名することを決断、政令第6945号を制定して日独両国に対する宣戦布告を宣言した。3月28日の『ナシオン』紙は同政令の全条文を掲載しており、その内容は以下のとおりである。

政令第6945号

- 第1条 アルゼンチン政府は米州20カ国が参加した「戦争と平和の問題」に関する米州諸国会議による正式の招待を受け入れ、その憲章を支持する。
- 第2条 他の米州諸国と政策を同じくし、米州のいかなる国に対する侵略の威嚇あるいは行動に対しても共に戦うため、アルゼンチン共和国は日本帝国に対して宣戦布告する。
- 第3条 同様にアルゼンチン共和国は、日本と同盟しているドイツに対して宣戦布告する。
- 第4条 国の各省庁は、即時に交戦国に対して必要な手段を用い、国家の安全に反する行為、あるいは連合国の戦闘行為を妨害し、もしくは米州諸国の平和、福祉、安全を脅かすいかなる国籍の個人、企業、組織のすべての活動を終焉させる(7)。

また3月28日の『ナシオン』、『プレッサ』両紙は政府のこうした決断の理由を詳しく報じているが、その内容に大差はなく、概要は以下のようにまとめられる。

アルゼンチン政府による決断の理由

1. アルゼンチンが参加しなかったチャプルテペック会議で、すべての侵略に対する西半球における連帯の原則がすでに最終的に決定されている。
2. アメリカ大陸人民の連合は不可分で、アルゼンチンは常に米州諸国連合のなかにあった。
3. アルゼンチンが加わることによって米州諸国の連帯がさらに強化される。
4. チャプルテペック条約署名国を国際連合の創設メンバー国とし、米州諸国相互の完全な連帯と共通の政策によって大陸の安全と平和を守る。
5. チャプルテペック会議の参加国がアルゼンチンの参加を強く望み、共通

8 今井 圭子

の政策で国際連合の結成に尽力することを願っている。

6. チャプルテベック会議の決議は、アルゼンチンの参加を待って有効となる形式をとっている。太平洋戦争は米州諸国に多大な損害をもたらし、今後さらに戦争が続けば米州諸国民の経済、福祉、平和にさらなる損害がもたらされることになる。「歴史の裁断においてアルゼンチンの政策がエゴイズムとして非難されるようなことがあってはならない。(中略 今井) 政府はこうした状況を注意深く考慮した結果、アルゼンチンは米州兄弟国の誘いに応え、「枢軸」との戦いにおいて彼らおよび連合国と連帯しなければならない。(中略 - 今井) あらん限りの努力で平和と自由と正義に向かって歩み、メキシコ会議の最終条約に署名しよう。その条約は『いかなる国も自由と主権を侵害されず、何ものも他国の内政および外交に干渉することはできない』としている」(8)のである。

このようにアルゼンチン政府は、枢軸国に対する連合国側の勝利が明白になったこの時点で、米州諸国の働きかけに応じてチャプルテベック憲章に署名し、対枢軸宣戦布告を断行することによって連合国側の正式メンバーとなり、米州諸国と足並みを揃える形で終戦を迎える体勢を整えたのである。これは戦後世界における同国の命運を左右する重大な決断であり、それについて『ナシオン』紙は、3月28日、「宣戦布告」と題する以下のような内容の社説を掲載している。

すでに5年以上に及ぶこの戦争はイデオロギーの戦いで、人類の発展を妨げ、個人に帰属する権利を剥奪し、人間を国家の道具に変える情け容赦のない専制主義に対する自由の戦いである。(中略 今井) 国民は全員一致で致死の全体主義に反対し、民主主義に賛同していることは明らかである。(中略 今井) アルゼンチン政府による宣戦布告がもたらした成果の一つは、アメリカ大陸に再び完全な調和を実現したことであり、これは現在直面している破局から世界を守るための組織創りに向けての挑戦に大きな影響を及ぼすことになるであろう。それはアルゼンチン国民が切望するものであり、その外交の伝統は変わることなく米州諸国の協調のなかに尊厳ある地位を占め、前述のメキシコ会議による招待にみられるように、米州諸国民の権利の進展に向けて著しく貢献するであろう(9)。

こうしてアルゼンチンは1945年3月27日、政令第6945号を公布し、チャプルテベック憲章への賛同と日独両国に対する宣戦布告を宣言したのであるが、国民の間にはこの政令によりアルゼンチンは「打ちのめされた一国と、もうひとつは我々に関係のない遠い国に対して宣戦布告することになった」(10)とする見方が根強かった。ところでドイツとの関係においてアルゼンチンは、自国の商船がドイツ軍の爆撃を受けて多大の損害を被っており、そのため国民の間には反ファシズムの高揚に加えて、ドイツに対する直接的な反感もくすぶっていたが、日亜関係においてはそうした両国の関係を悪化させるような懸案は存在せず、したがって新聞の論調も、アルゼンチンの対日宣戦布告を米州会議での決議に沿った米州協調政策の一環として報じる傾向にあった。

III . 在亜日独系敵国人および敵国人資産の処遇

枢軸国に対する宣戦布告は、時を経ずしてアルゼンチン国内に在住する日独系人およびその資産に対する処遇問題へと発展し、3月31日には在亜日独系人を対象とした「敵国人資産の管理」に関する政令第7032号、また4月2日には「アルゼンチン共和国に在住する敵国人特別登録」に関する政令第7058号が制定され、これらの政令は『ナシオン』、『プレッサ』両紙に掲載された。まず政令第7058号における「敵国人」の処遇に関する規定についてみていこう。

この政令は24条から成り、その主要な内容は以下のとおりである。すなわちアルゼンチンに在住する二世以外の日本人とドイツ人は在亜敵国人として登録され、爆発物、武器、電信関係の機器をすべて警察に提出し、また敵国人としての身分証明書を常に携行し、毎月警察に出頭することが義務づけられる。また48時間以上居所を離れる時は、警察が発行する旅行許可書を携行し、出国に際しては移民局と外務文化省の許可が必要とされ、さらに電話、通信の使用が禁止される。そして以上の事項に違反した場合は、罰金あるいは拘留、収容、強制収容などの刑が課せられる(11)。

またこの政令の実施に際して、同年4月6日に政令第7527号で細則が規定され(12)、他方4月2日にはアルゼンチンに駐在する日独両国外交官の強制収容に関する政令第7036号(13)も制定された。

つぎに「敵国人資産の管理」について、政令第7032号は第1条から第3条にかけて次のように規定している。

アルゼンチン国に所在する商工業、金融、ないしはその他の活動に携わる企業または事業所は、それが日本、ドイツおよびこれら両国に支配されている国々の代理店、子会社、支店であっても、本日からすべて政令第30,301/44号および政令規則122,712/43号によって設置された行政審議会に委託される。行政審議会は前述の企業の資産を自ら算定し、その活動を継続すべきか、清算すべきかを行政府に指示するという条件でそれらを接收する（第1条）。

行政府は、本政令の第1条に該当する企業の経営を全部あるいは一部を分離するか否かを決定し、その介入者を1名以上指定する（第2条）。

工商業庁は商工業、金融あるいはその他の活動に従事し、直接あるいは間接的に日本、ドイツ、あるいはこれら両国に支配されている国々の企業もしくは事業所で、アルゼンチン国内にあるものすべてを、行政当局の管理下におくこととし、また前条に含まれるその他の措置の適用を、工商業庁の権限とする（第3条）(14)。

対日独宣戦布告により、在亜日独両国民に対してこうした一連の厳しい政令が制定され、実施されることになったが、まず敵国人（「管理下の外国人」）の定義をめぐる、アルゼンチン国内でかなりの混乱が生じた。それは国籍の判定をめぐる解釈で、出生時の出生地はドイツ領ではなかったが、その後第二次世界大戦下で当該地がドイツに占領され、その領土内に組み込まれてしまった場合の国籍認定に関する問題であった。この問題についてはとくにオーストリアからの自由主義者連盟が活発な運動を展開し、彼らはアルゼンチンの国籍認定が出生地主義をとっていることを根拠に、出生時の出生地がドイツ領内でなかった場合は、たとえその地が現ドイツ領内に編入されていたとしても、管理下におかれる外国人から除外されるべきであるとの見解を主張し、アルゼンチン政府に対して敵国人の認定を回避するため粘り強い働き掛けを展開した。

また敵国語による出版物の発禁措置については、ドイツからの亡命者で反ナチズムの新聞『もうひとつのドイツ』の編集長が、本紙は「ヒットラー主義とは無縁で（中略 今井）、アルゼンチン在住のドイツ人に、ゲ

ーテやシラー、ベートーベン、モーツァルト、カント、アインシュタイン等の輝ける文化の伝統を継承する民主主義の原理を広める」(15)ことを目的とした反ナチズムの新聞であることを強調し、全力を傾けて同紙の発禁を回避するための請願を行なっていることを伝える記事が『プレンサ』紙に掲載され、反響を呼んだ。

第二次世界大戦開戦当時、アルゼンチンに在住していたドイツ人およびその子孫の人口は23万6000人(1938年ニュールンベルグ・ナチ党大会での発表)とされているのに対して、日本人および日系人の人口は7095人(1940年10月現在、日本領事館調査)とされ(16)、ドイツの方が圧倒的に多数であった。しかもドイツ人は政治、経済両面においてかなりの力を有し、断交前にはドイツ大使館に協力して諜報活動も行なっていたとされる。それに対して日本人の方は数も少なく、アルゼンチンにおける政治、経済的影響力は小さく、諜報活動にも縁遠かったとみられていたのであり、したがって米国にとっては日本人よりドイツの方がはるかに頭の痛い存在であった(17)。

宣戦布告後、敵国人およびその資産の管理に関する前述の政令第7032号が施行され、日、独系企業は本国企業の代理店、子会社、支店であっても、あるいはまたアルゼンチン国内に本拠をおく企業であっても、いずれもアルゼンチン政府によって接収されることになった。4月2日の『プレンサ』、『ナシオン』両紙は介入の対象になった日、独企業名を掲載している。100を超える企業名の大半がドイツのそれであるが、その中に Hara y Cía., Iida y Cía.Ltd., Takashimaya, Katsuda y Cía., Mitsubishi Argentina S.R.L., Omuro Matsutaro, Sadao Ando y Cía., Tsuji S.R.L., Yamada S. y Cía. S.R.L. などの企業名があがっている。ドイツ企業の多くは独亜間貿易を営む商社であるが、その他に機械、金属、薬品、電気製品、セメント、写真、不動産、陶器、鉄鋼、運輸、石油化学、建設、香水などの生産、販売などきわめて多岐の分野に及んでいた。それに対して日本企業の場合は、金融、不動産、貿易商、そして繊維、雑貨、電気製品、陶器の製造、販売など分野は限られていた(18)。

これらの企業は接収、管理の対象となったが、その場合「経済活動の資本が日本から持ち来されたものか、あるいは亜国で作られたものであるかが、接収管理の標準となった。すなわち、前者の場合は接収管理され、

後者の場合は接收せずに管理だけが行われた」(19)。接收された資産については、戦後になって接收が解除され返還されることになったが、その返還には3年半の歳月を要した例もあったとされる(20)。

こうした接收、管理の対象とされた企業以外にも他に「ブラックリスト」と呼ばれるものが作成されており、企業に加えて花卉、蔬菜栽培など産業組合やその関係者がリストにあげられていた。このブラックリストは英、米連合国側で作成され、「英米系の業者に対し枢軸系業者との取引禁止を勧告し、もっぱら枢軸系の経済活動を阻害するのが覗いだった」(21)とする見方もある。ところが中にはブラックリストに載せられたものの、逆ボイコットをして窮地を脱した例もあった。それは当時日系農家が主力になって営んでいた花卉栽培業をめぐる事件で、日本人が中心になって創設、運営していた花卉組合がブラックリストに載せられ、それを契機に、連合国系移民の花卉小売り業20店が主導して、日系農家が栽培した花をボイコットする不買決議を行なった。それに対して当時日本人が組合員の大半を占めていた花卉組合の方は、これら花卉小売業者に対して不売決議を行なって対抗した。その結果花を仕入れられなくなった前述の花卉小売業者は経営が成り立たなくなり、3ヵ月後には不買決議を撤回したのであった。これは栽培技術にすぐれ、品質の良い花の供給に優位性を発揮していた日本人花卉栽培業者が、産業組合の組織力を活用して団結し、敵国人ボイコットに対して逆に花を売らないという防衛策を講じて問題を解決した好事例であった(22)。

また三井物産支店長、同盟通信特派員、横浜正金銀行支店長、日本水産支店長など日本企業の責任者や、在亜日系企業の経営者、日本大使館員などが連邦警察に連行され、取り調べを受ける事態が発生したが、その大半は短期間拘留されたのち釈放された。多分に米国からの圧力をかわすため形式的に実施された取り調べのようであったというのが日本側関係者の大方の印象であったようである(23)。

また強制収容された外交官およびその家族は、コルドバ州ラファルダに収容されたが、当時収容されていた関係者の回顧談によると、収容されていた「ホテルから外へは出られなかったが、中でゴルフ、テニス、乗馬、水泳などを楽しむことが出来たし、当局の許可さえあればブエノス・アイレスに出かけることも出来た」(24)とのことである。このように強制収容

とはいえ、在亜邦人に対する居住条件は整い、またその処遇も概して好意的であったようである。さらにアルゼンチン政府は、敵国人言語を教育する学校の閉鎖命令を出し、その結果日本語学校も次々と閉校に追い込まれたが、そのなかで邦人花卉栽培業者が集中して住んでいるブエノスアイレス市近郊のエスコバルでは、法解釈の間隙を縫って、閉校後教師の私塾で授業を再開し、日本語教育を存続させた地域もあった。

対日独宣戦布告により在亜日独系人に対してこうした一連の厳しい措置が課されたが、その処遇は多くの場合穏健かつ好意的であったというのが、当時アルゼンチンに在住していた多くの日本人、日系人の印象のようである。その意味で、在亜邦人は母国に対して移住先の国が宣戦布告するという逆境のなかにもありながらも、米国やブラジル、ペルーなどの在留邦人に比べると、相対的にかなり穏やかな処遇を受けたといえるのである。

IV. 終戦と在亜邦人

対日独宣戦布告後、枢軸国の相次ぐ敗北が伝えられ、4月30日にはヒトラー - が自殺、5月7日にはドイツが無条件降伏し、6月26日には、国際連合の設立に向けて50ヵ国が国連憲章に調印した。こうした世界の新しい動きのなかで唯一とり残された日本が、連合国を相手に悲惨きわまりない戦争を続けていたわけであるが、それも8月6日の広島、8月9日の長崎への原爆投下をもっていよいよ終戦間近となった。原爆投下については、時を経ずして『プレスサ』、『ナシオン』両紙をはじめとするアルゼンチンの各紙に詳細な記事が掲載された。大きなきのご雲の写真とともに、原爆の開発、製造、実験に関する解説記事が載せられ、8月7日の『プレスサ』紙には、原爆の開発に2人のドイツ人が参加したが、彼らはナチ支配下のドイツでは生活したくないので、原爆投下の成功を喜んでいるという談話が掲載された(25)。また8月9日の『ナシオン』紙は、「原子爆弾が広島市と海軍基地の大半を破壊」(26)という大きな見出しで原爆投下の惨状を伝え、「広島で死者15万4000人」(27)と推定されるが、それに対して真珠湾攻撃の犠牲者は2340人の死者と946人の負傷者であったと報じている。

こうした報道に加えて、原爆投下に対する世界各国の反対声明、抗議運動に関する記事も多く掲載され、8月9日の『ナシオン』紙は、「パチカ

ンは日本人に対するその爆弾(原子爆弾 今井)の使用に反対である」(28)というローマ教皇庁の声明を伝えた。また8月8日の『プレッサ』紙は、ローマ教皇庁の機関誌から引用して、原爆投下の地獄のなかで、「この戦争は、我々にこうした驚愕すべき恐怖に終わりが無いという破局的な結論をもたらす」(29)として、原爆使用の恐ろしさに警告を発している。さらに8月10日の『ナシオン』紙は、その発明が原爆製造に利用されることになったオーストリアのLise Meitner博士(在ストックホルム)のコメントとして、「私の実験が原子爆弾に帰結するとは、考えてみたこともなかった」(30)との発言を伝え、同博士が脅威的な破壊力をもった原爆の製造に大いなる遺憾の念を示したことを伝えている。

『プレッサ』、『ナシオン』両紙の原爆報道は、これによって戦争が終わるという視点よりも、無差別大量殺戮兵器がもたらす戦慄すべき破壊力と残虐性、そしてそれが今後の世界にもたらすであろう得体の知れない脅威を憂慮するという論調に満ちあふれていた。世界ではじめて、それも2度にわたる原爆投下の犠牲になった日本は、8月15日ついにポツダム宣言を受諾し、連合国に対して無条件降伏したが、日本の敗戦、第二次世界大戦の終結について、『ナシオン』、『プレッサ』両紙は次のような社説を掲載している。

まず『ナシオン』は敗戦間近の8月11日、「日本の終わり」と題して以下のように報道している。

日本は枢軸国同盟の中の最強国であった。民主主義国家に対するヒトラー主義のドイツと、ファシズム・イタリアの勝利を信じ、その確信のもとに真珠湾を攻撃して米国を襲った。(中略 今井) 枢軸側の物的力量の優位性を信じたこのアジアの国は、帝国主義的貪欲さを募らせ、中国の広大な領土の征服、経済活動に対する搾取、掠奪できる限り奪い尽くすというアジアの征服を夢みた。(中略 今井) 船舶を破壊し、航空機を壊したのち、米国人と英国人、そして最後にロシア人が中枢に迫り、日本を短期間のうちに降伏させた。また原爆の使用が戦争の終結に向けて作用したことは言うまでもないが、この原爆がもたらした悲劇について日本国民はすでに充分認知している。こうして大戦は終り、連合国は勝利の光栄を、人類は自由の勝利を手にした。そして文明に背を向けた血なまぐさい執念により、地の果てまで死闘を続け

た全体主義共同体は臨終の時を迎えたのである(31)。

これに対して『プレスサ』紙は8月15日、「戦争の終結」と題する次のような社説を掲載した。

これ(今度の戦争 今井)は国家間の戦争ではなく、異なる制度の間の戦いであり、また政治制度だけでなく、同時に道徳面での異なる社会制度間の戦争であった。すなわち一方に福祉、自由、人権の尊厳を脅かす強国の同盟があり、他方にそれらの善が存続することを強く熱望して築きあげられた国々の連合が存在していた。(中略、今回の戦争は 今井)実に強烈な教訓を我々に与えてくれた。(中略 今井)ところで人類はその教訓を生かすことができるであろうか。我々は必ずそれを生かすことができると信じる。なぜなら弾圧と嘘言は敗北して倒れ、今日自由と真実が輝いているからである。(中略 今井)この戦争は人々にとって最も必要なもの、それが自由であることを完璧な雄弁さで物語っている。独裁が支配する帝国の勢力下でいくつかの国は物的に強力になった。しかし道徳的資質が喪失され、戦争が不可避になると、価値ある守るべき善として自由を求め続けてきた国々は、自らの資産のなかに(中略 今井)独裁下にある交戦国の力に対抗できる方法を探り出し、またその道徳的資産のなかに、決定的勝利に導く尽きることのないエネルギーの源を見い出した。それこそが、おそらくこの勝利において最も意義深いものであろう。すなわちそれは自由による独裁制の超克にほかならないのである(32)。

以上から明らかなように、『ナシオン』、『プレスサ』両紙とも第二次世界大戦を自由と独裁の対決として位置づけ、そして『プレスサ』紙はそれが政治、道徳、社会といった広範囲に及ぶ制度に関わる問題であるとして、国家間の対立を超克し、独裁制に対する自由の優越性、何ものにも侵されない自由を守ることの重要性を強調している。同紙は連合国と枢軸国間の対立、あるいはその国民相互の確執というとらえ方ではなく、国家間、国民間の怨念、憎悪とは切り離された視点でこの大戦の意味を明らかにしようとしているのである。

むすびにかえて

敗戦が在亜邦人に与えた打撃は強烈であった。アルゼンチンへの日本移民の場合も「故郷に錦を飾る」つもりで移住した人々が多く、彼らの日本への思慕、忠誠心はきわめて濃厚であった。そしてそうした感情が同胞社会を支え、日々の生活の原動力になっていたのである。しかし敗戦が伝えられ、母国の戦災、困窮が報道されるなかで錦衣帰郷は果たせぬ夢となり、存亜邦人はアルゼンチンへの永住を覚悟しなければならなくなった。

ところで故国に対するこうした絶望感に苛まれながらも、周知のように在亜邦人の間には、ブラジルやメキシコなど他のラテンアメリカ諸国でみられたような「勝ち組」と「負け組」との間の対立は起こらなかつた。日本が戦争に勝利したと思ひ込んだ「勝ち組」と、日本の敗戦を事実として受け入れた「負け組」との間の確執は、国によっては流血の惨事をもたらすほどに激化したが、アルゼンチン邦人社会においてはこうした対立は起こらず、戦後への適応は比較的スム - ズに進められたのである。その理由としてはさまざまな要因が考えられるが、その主要なものとして以下の点が指摘できよう。まずはじめに、アルゼンチンが長い間中立外交を堅持し、その後対日独宣戦布告に踏み切った後も、邦人に対する処遇が他の多くのラテンアメリカ諸国に比べ穏健かつ好意的で、それが邦人社会を窮地に陥れることを回避させたことがあげられる。またそれに加えて、邦人の多くがブエノスアイレス市をはじめとする都市近くに住み、情報が入手しやすい状況にあったこと、また在亜邦人社会の組織力、団結力が強く、情報の交換、相互扶助の関係が根付いていたことなどが重要である。そしてさいごに本稿でもみてきたように、『プレスサ』、『ナシオン』両紙のような世界的にも高く評価された新聞が、客観的なニュースを広く世界各地から収集し、正確な情報を提供していたことに注目しなければならない。

そうした情報は邦人社会における客観的な情勢判断を可能にする重要な要因として作用したのであるが、この点に関するより詳細な考察は、他のラテンアメリカ諸国との比較研究を含め、今後の課題としたい。

注

- (1) 『イペロアメリカ研究』第XX巻、第2号、1998年度後期、上智大学イペロアメリカ研究所所収。
- (2) 『ラテン・アメリカ論集』NO.33、1999年、ラテン・アメリカ政経学会所収。
- (3) 『上智大学外国語学部紀要』第36号、2001年所収。
- (4) Moreno, C. Galvan, *El periodismo argentino : amplia y documentada historia desde sus orígenes hasta el presente*, Claridad, Buenos Aires, 1944, pp.219-221.
- (5) Llambi, Benito, *Medio siglo de política y diplomacia (memorias)*, Corregidor, Buenos Aires, 1997, p.56.
- (6) *La Prensa*, 9 de mayo, 1945.
- (7) *La Nación*, 28 de marzo, 1945, *La Ley, Anales de legislación argentina 1945, TomoV*, Buenos Aires, 1946, pp.105-106.
- (8) *La Prensa*, 28 de marzo, 1945.
- (9) *La Nación*, 28 de marzo, 1945.
- (10) Luna, Felix, *Historia integral de la Argentina*, Planeta, Buenos Aires, 1997, p.182.
- (11) *La Prensa*, 2 de abril, 1945, *La Ley, op.cit.*, pp.120-122.
- (12) *La Ley, op.cit.*, pp.122-126.
- (13) *ibid.*, p.120.
- (14) *ibid.*, pp.134-135.
- (15) *La Prensa*, 31 de marzo, 1945.
- (16) 日本人アルゼンティン移住史編纂委員会 『日本人アルゼンティン移住史』1971年、133、139頁。
- (17) 同前書、139頁。
- (18) *La Prensa*, 2 de abril, 1945, *La Nación*, 2 de abril, 1945.
- (19) 日本人アルゼンティン移住史編纂委員会、前掲書、140頁。
- (20) 同前。
- (21) 同前。
- (22) 同前書、233 - 234頁。
- (23) 同前書、136頁。

18 今井 圭子

(24) 同前書、139頁。

(25) *La Prensa*, 7 de agosto, 1945.

(26) *La Nación*, 9 de agosto, 1945.

(27) *ibid.*

(28) *La Nación*, 9 de agosto, 1945.

(29) *La Prensa*, 8 de agosto, 1945.

(30) *La Nación*, 10 de agosto, 1945.

(31) *La Nación*, 11 de agosto, 1945.

(32) *La Prensa*, 15 de agosto, 1945.